

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について

〔平成26年7月25日
閣議決定案〕

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第8条第6項の規定に基づき、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年9月8日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

前文中「「地方再生戦略」に基づき、」を削り、「都市再生、」の次に「国家戦略特区、総合特区、」を、「地域再生」の次に「、環境モデル都市・環境未来都市」を加え、「各省庁における」を「各府省庁における」に改める。

第1章の1. 中「中心市街地の多く」の次に「の実態」を加え、「図ることが重要である。」の次に次のように加える。

その際、中心市街地の活性化は、人口減少、高齢化など、我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医療・福祉といった機能の確保といった都市構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、更には農業を含む地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要である。

第2章の1. 中「中心市街地の活性化に資する」を「中心市街地の活性化に関する」に改め、「都市再生、」の次に「国家戦略特区、総合特区、」を、「地域再生、」の次に「環境モデル都市・環境未来都市、」を加える。

第2章の3. 中「第9条第7項」を「第9条第10項」に、「第11章」を「第12章」に、②のa)を次のように改める。

a) 中心市街地の活性化を実現するために必要な第4章から第8章までの事業等に関する事項が記載されていること。

地域の現状やニーズ、過去の取組の成果等から新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の合理的な理由が記載されていれば、第4章から第8章までの各章についてそれぞれ新たな事業等を記載する必要はない。

第2章の3. の②のb)中「なお、第4章から第8章までの事項については、すべて基本計画に記載されていることが必要である。ただし、地域の現状やニーズ、過去の取組の成果等から、新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の理由の記載をもって、事業等の記載がされているものとみなす。」を削

る。

第2章の4.の(1)中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改め、「聴かなければならない。」の次に次のように加える。

基本計画の認定申請に当たって、市町村は、法第9条第9項に基づき、中心市街地の活性化に係る事業（市町村が基本計画に記載しようとする、法第9条第2項第2号から第6号までの事業）及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律等の規定の解釈について、関係行政機関の長に対し、その確認を求めることができる。なお、解釈について確認を求める規定が複数ある場合や、解釈について確認を求める規定に係る関係行政機関の長が分からない場合には、内閣官房地域活性化統合事務局を通じて確認を求めることもできる。

その際、市町村は、事業内容（当該事業が「これに関連する事業」である場合には、関連する「中心市街地の活性化に係る事業」の内容、関連すると考える理由を含む。）や解釈を確認したい規定について極力明らかにして確認を求めるものとする。

第2章の4.の(2)中「居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての」を「地域の実情に即した指標の」に改め、「設定するものとする。」の次に次のように加える。

加えて、目標の達成状況を、よりの確に把握するために、地域住民の意識や感覚の変化、まちのイメージ、満足度等の一義的には定量的な評価が難しい指標についても、定量的な指標を補完する形で、地域独自の指標として設定することも考えられる。

第2章の4.の(3)中「第9条第9項」を「第9条第12項」に改め、「同条第2項第2号から第8号に掲げる事項として基本計画に記載された支援措置のうち、」を削り、「この限りではない。」の次に次のように加える。

また、5.(3)に示す中心市街地の活性化に資するその他の支援措置については、市町村の求めに応じて関係行政機関に対して情報提供を行う。

第2章の4.の(4)中「第9条第7項」を「第9条第10項」に、「第9条第8項」を「第9条第11項」に改める。

第2章の5.の(2)の②中「中心市街地活性化」を「中心市街地の活性化」に改める。

第2章の6.の(1)中「認定基本計画の進捗状況の把握」を「認定基本計画の進捗状況の把握等」に改める。

第2章の6.の(1)中「① 市町村は、計画期間中に、認定基本計画に掲げた取組の着実な実施を通じて中心市街地の活性化が実現できるよう、定期的にフォローアップを行うものとする。このフォローアップにおいては、市町村は、目標を設定している場合は当該目標の達成状況についても確認するものとする。なお、その結果、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該認定基本計画の見直しを行い、見直した基本計画について、再度認定の申請を行わなければならない。」を次のように改め、

- ① 中心市街地の活性化に向けては、基本計画の認定が目的ではなく、設定した目標に向かって着実かつ効果的に事業を実施していくことが重要である。そのためには、不断に事業効果の検証、改善、実施といったPDCAサイクルの確立が必要である。

このため、基本計画の認定を受けた市町村は、認定基本計画に記載された取組の着実な実施を通じて、中心市街地の活性化が実現できるよう、計画期間中、原則毎年フォローアップ（定期フォローアップ）を行うよう努めるものとするとともに、計画期間終了後には、基本計画に関する最終的なフォローアップ（最終フォローアップ）を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

フォローアップに当たっては、市町村は、認定基本計画の目標の達成状況に関する評価指標を設定している場合には、当該目標の達成状況について、評価指標に基づき評価するとともに、基本計画の作成時に中心市街地の現状分析で用いた基礎データについては、毎年把握・蓄積し、独自に評価した上で、公表することが望ましい。

②を⑤とし、①の次に次のように加え、

- ② 定期フォローアップに基づき、市町村は、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況、目標の達成状況等から判断し、必要と認められる場合には、協議会と連携して、速やかに当該認定基本計画の見直しを行い、見直した基本計画について、再度認定の申請を行うよう努めるものとする。
- ③ 最終フォローアップにおいては、市町村は、目標の達成状況、事業実施前後での中心市街地の状況、市民意識の変化など、取組の実施を通じた認定基本計画の成果等について評価するとともに、今後の課題について整理するよう努めるものとする。
- ④ 認定計画の期間を終了し、再度新たな基本計画の認定申請を行おうとする市町村は、最終フォローアップの結果を新たな基本計画に的確に反映するよう努めるものとする。また、内閣総理大臣は、認定に当たっては、その反映状況等について確認する。

⑤を次のように改める。

- ⑤ 内閣総理大臣は、基本計画の認定を受けた市町村に対し、上記フォローアップの結果を含め中心市街地の活性化の状況等について、報告を求め、その内容を公表するとともに、その成果を基本計画の認定や中心市街地の活性化に関する施策の推進に活用する。

第2章の6.の(2)中「中心市街地の活性化に資する」を「中心市街地の活性化に関する」に、①を次のように改め、

- ① 各府省庁は、毎年度、認定基本計画に位置付けられた取組に係る所管事業に対する予算及び配分額を把握し、内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、各府省庁の報告に基づき、政府における認定基本計画に対する予算及び配分額を取りまとめ、公表する。

②を③とし、①の次に次のとおり加え、

- ② また、市町村は、毎年度、認定基本計画に位置付けられた取組の実績額や進捗状況等について、内閣総理大臣に報告する。

「(2) ①」の次に「②」を加える。

第3章の2.の(1)を次のように改める。

(1) 中心市街地の数

中心市街地は、それぞれの市町村の中心としての役割を果たしている市街地であり、各種施策の効果的かつ効率的な投資という観点から、中心市街地を設定しようとする場合、原則として一市町村に一区域として設定することが望ましい。

しかし、市町村の中には、市町村合併を含め、まちの長い発展の歴史を通じて、社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点地区が複数ある場合がある。こうした市町村では、複数の拠点が相互に連携し、適切な役割分担を図りつつ総合的かつ一体的に活性化を図ることが必要と考えられる場合がある。こうした場合、地域の実情を十分に勘案した上で、複数の拠点を一体の区域とみなすことができる。

また、同一の市町村にあっても、地域によって異なる課題を持っているなど、地域の実情により中心市街地とすべき地域を複数設定した方が適当と市町村が判断する場合は、当該複数地域の役割分担等を明確にしつつ、複数の地域ごとの基本計画を作成することも可能である。

当該市町村が周辺市町村と密接な関係を持っており、複数の市町村で連携して活性化を図る場合には、一体的に支援する。

これらの中心市街地は、客観的・統計的なデータに基づき、1.の要件を満たす必要があり、策定された基本計画の内容が、認定基準に適合すると判断されるものについて、認定を行うこととなる。

第3章の2.の(2)中「例えば、一団的な形状であつて、」及び「なお、」を削り、「中心市街地の区域とすることは適当ではない。」の次に次のように加える。

なお、区域の設定に当たっては、市町村マスタープラン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」）と適合することが求められていることを踏まえ、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく立地適正化計画（当該計画が策定されると市町村マスタープランの一部とみなされる。）が策定されている場合は、当該計画に基づく都市機能誘導区域と整合性をもって区域を設定しなければならない。

「第7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の中心市街地における商業の活性化のための事業及び措置に関する基本的な事項」を「第7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項」に改める。

第7章の1.中「商業の活性化」を「経済活力の向上」に改める。

第7章の2.中「商業の活性化のための事業」を「経済活力の向上のための事業」に、「③大規模小売店舗立地法の特例措置の3つ」を「③民間中心市街地商業活性化事業、④中心市街地特例通訳案内士育成等事業、⑤大規模小売店舗立地法の特例措置等」に改め、「中小小売商業高度化事業及び特定商業施設等整備事業」を「特定民間中心市街地活性化事業若しくは特定民間中心市街地経済活力向上事業として中小小売商業高度化事業若しくは特定商業施設等整備事業を実施しようとする場合又は民間中心市街地商業活性化事業」に改める。

第7章の2.の(1)中「」第10条」を「」第12条」に、「第9条及び第10条」を「第12条及び第13条」に改める。

第7章の2.の(2)中「商業の活性化のため」を「経済活力の向上のため」に、「3千平方メートル以上であることが必要である。また、商業基盤施設については、既存又は新設の商業施設と一体的に整備することとし、当該商業施設の延床面積が原則3千平方メートル以上」を「5百平方メートル以上であることが必要である。また、商業基盤施設については、周辺の小売業者の顧客その他の地域住民の利便の増進又は周辺の相当数の小売業者の業務の円滑な実施に資するもの」に改める。

第7章の2.の(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 民間中心市街地商業活性化事業

①趣旨

中心市街地の商業の活性化に際しては、魅力ある商業施設の整備をはじめとしたハード面の取組だけでなく、にぎわいを生み出すイベントの開催や、まちの個性を発見するための研修の実施、多くの来訪者を惹き付ける街並みづくりに向けた地域の関係者間の調整などといった、ソフト面の取組を実施することも有効である。

そこで、小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を図るソフト事業を経済産業大臣が認定することとし、資金調達を円滑化するなどの支援を通じて民間活力が十分に発揮される環境整備を推進する。認定を受けた民間事業者（法第43条第1項に規定する認定民間中心市街地商業活性化事業者）には、中心市街地の商業の活性化の担い手として、ソフト事業を通じて積極的に情報発信や関係者コーディネート等に取り組むことが期待される。

②事業の要件

上記趣旨に照らして適切な事業内容と事業主体であるとともに、事業等の実施スケジュールが明確であることをもって判断する。

③記載事項

基本計画には、民間中心市街地商業活性化事業の実施予定者と協議の上、当該事業の概要、必要性、それぞれの計画において記載すべき事項その他留意事項等を記載する。

(4) 中心市街地特例通訳案内士育成等事業

①趣旨

通常、報酬を得て外国人に付き添い通訳ガイドをするには、通訳案内士法上、観光庁長官の行う通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受ける必要がある。

そこで、特例の対象範囲を認定中心市街地の区域に限定し、市町村が基本計画に中心市街地特例通訳案内士の育成、確保及び活用を図る事業を定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合は、当該市町村が行う認定中心市街地の特性に応じた通訳案内士に関する研修を修了し登録を受けることで、認定中心市街地の区域において報酬を得て通訳ガイドを行うことができる旨を規定し、中心市街地の活性化を進めることとする。

本制度は、訪日外国人旅行者を中心市街地に呼び込み、その活力で当該地域の活性化を図ることを目的に、受入体制の整備を行うための特例措置であり、市町村の活性化施策の選択肢を増加させることで、中心市街地の活性化に資するものである。

②事業の要件

中心市街地活性化基本計画の区域における通訳案内士及び地域限定通訳案内士（以下「通訳案内士等」という）に対するニーズの検証を踏まえるこ

と、認定市町村が行う研修の内容及びカリキュラムが当該中心市街地特例通訳案内士の資質を確保する上で適切であること、休日を含め中心市街地特例通訳案内士が円滑に確保・活用できると見込まれることを要件とする。なお、通訳案内士等が活用できる場合には、その活用も図るものであること。

③記載事項

基本計画には、当該事業の概要、当該事業で特例ガイドを養成する言語、基本計画の区域における通訳案内士等に対するニーズ、当該事業で実施する研修の内容等を記載する。なお、通訳案内士等が活用できる場合には、その活用が図られるための取組も記載すること。

第7章の2.の(5)中「二種類」を「三種類」に、「第36条」を「第37条」に、「第37条」を「第38条」に、「第55条」を「第65条」に改め、①のb)の次に次のように加え、

c)認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された大規模小売店舗（以下「認定特例大規模小売店舗」という。）

認定特例大規模小売店舗は、認定民間中心市街地経済活力向上事業計画に定める所在地に新たに大規模小売店舗が出店する場合は、第一種特例区域と同様の特例を適用するもの（法第58条関連）である。

手続としては、民間事業者が市町村経由で経済産業大臣に認定を申請し、経済産業大臣が都道府県知事に協議し同意を得る。同意に際しては、都道府県が公告・縦覧を行い住民等が意見表明を行う。

第一種特例区域及び第二種特例区域については、区域のみを指定するのに対し、認定特例大規模小売店舗においては、特例を受ける時点で大規模小売店舗の設置者や立地場所が特定されているため、地域住民等の同意が円滑に得られるようになると期待される。

③を④とし、②の次に次のように加え、

③認定特例大規模小売店舗の留意点

大規模小売店舗の立地により新たな渋滞の発生が予測される場合等には、関係する地方公共団体や道路管理者・公安委員会において都市計画の見直しや付加車線の設置、信号設置、信号現示の調整等が必要となる場合もあるので、設置者は、予め十分な調査・予測を行うよう努めるとともに、道路管理者、公安委員会などの関係機関との間で関連する法令に係る所要の調整を行うことがあり得ることに留意しなければならない。

また、都道府県は、必要に応じて認定特例大規模小売店舗についての説明会の開催等を求めることができるため、設置者は、住民等の理解が十分に得られるような説明をするよう努めることが必要となる場合があり得ることに留意しなければならない。

④中「法第13条」の前に「認定基本計画の計画期間が終了した場合又は」を加える。

第8章の1.の(2)の①のb)中「バスロケーションシステムの導入のほか、」の次に「BRTの導入(走行空間の整備等)、」を加える。

第8章の中「2. 特定事業」を「2. 特定事業及び措置の内容」に改める。

第8章の2中「商業の活性化」を「経済活力の向上」に、「第46条」を「第56条」に、「第9項」を「第11項」に改め、「特定事業を実施」の前に、「特定民間中心市街地活性化事業又は特定民間中心市街地経済活力向上事業として」を加え、(5)の次に次のように加える。

(6) 道路の占用の許可基準の特例措置

①趣旨

本制度は、市町村又は認定基本計画に基づく事業を行うものが、道路等の公共空間を活用することで、まちの回遊性・にぎわいを高めるための事業が行えるようにするための特例措置の一つであり、市町村の活性化施策の選択肢を増加させることで、中心市街地の活性化に資するものである。

②措置の内容

道路法上、道路を占有しようとするときは、道路管理者の許可を受けなければならないとされているが、当該許可に際しては、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの(以下「無余地性」という。)などの基準に適合する場合にのみ、道路管理者は許可を与えることができるものとされている。

そこで、認定基本計画に記載された施設等の道路の占有であり、道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域に設けられる施設等であるなどの要件に該当する場合において、当該認定基本計画の期間内に限り無余地性の有無にかかわらず、道路管理者が当該施設等の占有に係る許可をすることができる旨規定するとともに、道路管理者が特例の適用を可能とする道路の区域を指定するに際して、当該道路を管轄する警察署長への事前協議、道路管理者が指定した道路の区域及び施設等の種類についての公示義務についても規定し、中心市街地の活性化を進めることとする。

③留意点

道路の占有に係る許可権限は道路法(昭和27年法律第180号)上、道路管理者に与えられており、また道路の占有の際に併せて必要となる道路の使用許可の権限は道路交通法(昭和35年法律第105号)上、警察署長に与えられていることにかんがみ、道路の占有許可に係る事項を定める際には、道路管理者及び都道府県公安委員会の同意を得ることに留意しなければならない。

第9章の1.の(1)中「様々な関係者が情報交換を行い、」を「これに関わる市町村、地域住民、地域経済団体、民間事業者、NPO、地域金融機関、地域交通事業者等、様々な関係者が情報交換や濃密な議論を行い、」に改める。

第9章の1.の(2)中「商業の活性化を図る取組」を「経済活力の向上を図る取組」に、「主体的に取り組む」を「共通の理念の下に主体的かつ積極的に取り組む」に、「アイデア」を「考え」に改め、「中心的な役割を担うものである。」の次に次のように加え、

協議会は、基本計画の案の作成に向けた協議を自ら積極的に行うことや、市町村に対して参加を要請し、基本計画の案や認定基本計画の見直しの提案を行うための協議を積極的に行うなどの意欲的な取組が期待される。

また、協議会については、都市再生特別措置法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会との構成員の一部共通化や合同開催などにより、計画策定等に当たって綿密な連携を図ることが望ましい。

「財団法人民間都市開発推進機構」の前に「一般」を加え、「特定民間中心市街地活性化事業」を「民間中心市街地商業活性化事業、特定民間中心市街地活性化事業及び特定民間中心市街地経済活力向上事業」に改める。

第9章の2.中「一体的推進」の後に「等」を加え、「地域ぐるみで取り組むことが重要である。」の次に次のように加える。

また、市町村は、法第5条の「国の施策と相まって、効果的に中心市街地の活性化を推進するよう所要の施策を策定し、及び実施する義務を有する」という責務規定にかんがみ、協議会への参加を要請された場合はこれに積極的に応じるとともに、協議会からの意見を尊重することが重要である。

第10章の1.中「地方公共団体」を「市町村」に改め、「認定に際しては」の前に「特に中心市街地の活性化の取組を行う一方で、周辺部の開発を容認すると、中心市街地で空き家・空き地等が発生するなど、効果的かつ効率的な活性化の推進が図られない。」を加え、「の開発状況」を「における民間開発のコントロールの取組状況」に改める。

第10章の2.中「地域の実情等に応じた都市計画手法の活用が考えられる。」の次に次のように加え、

また、立地適正化計画を策定することにより、居住機能を居住誘導区域に誘導するとともに、医療、福祉などの生活サービス機能を都市機能誘導区域に誘導することが考えられる。さらに、必要に応じて、特定用途誘導地区の活用により、医療など特定の用途に限って容積率の緩和や用途緩和を行うことが考えられる。「(都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」)」を削る。

第10章の3.中、

「なお、都市機能の街なかへの集積を促進するに当たり、そのような取組を

行う者に対しての税制上の特例措置のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条第1項の表の第7号又は第65条の7第1項の表の第7号の規定に基づく事業用資産の買換特例を活用しようとする場合には、市町村は基本計画に以下の事項を記載する。

- a) 特例措置の対象となる誘致区域（中心市街地の区域のうち、商業地域又は近隣商業地域が定められている区域に限る。）
- b) 特例措置の対象となる資産に係る施設
- c) b)で定めた施設において営む事業」

を削る。

第11章を第12章とし、第10章の次に次のように加える。

第11章 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項

1. 目標設定の意義

特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに対して、経済産業大臣が認定した場合に重点的な支援を講じるものである。限られた政策支援を重点化するに相応しい事業に絞り込んで、予算措置の拡充、税制措置の創設、低利融資措置の創設、地元が望む場合には大規模小売店舗立地法の特例措置の創設などの政策支援を集中させることで、中心市街地への民間投資を強力に喚起していくことが必要である。

こうした中心市街地の活性化の起爆剤となる民間プロジェクトは、中心市街地の経済活力の向上（来訪者、就業者、売上高のいずれかで評価）を相当程度増加させることを目指して実施されなければならない。また、こうした目標を達成する成功率を高めるための取組が併せて実施されなければならない。

2. 「相当程度増加」の判断基準

特定民間中心市街地経済活力向上事業の目標は、以下の二つの要件とともに満たすものとして設定されなければならない。

（1）意欲的な数値指標

以下のいずれかの指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること。

- ①「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の4倍以上であること。
- ②「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の1%以上であること。
- ③「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。

（2）周辺地域の経済活力を向上させる波及効果

来訪者、就業者、売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するかが明確であること。

3. 「相当程度増加」の成功率を高めるための取組

設定した目標を達成する成功率を高め、中心市街地の活性化の成果をあげるためには、民間事業者や地域住民などの多様な主体が相互に連携して中心市街地の活性化に向けて取り組んでいく環境が整備されていることが必要である。そのため、目標の達成は、以下の4つの要件を満たすものとして実現されなければならない。

(1) 地元住民や市町村の強いコミットメント

以下のいずれかのような形で、当該中心市街地の関係者や当該市町村の強いコミットメントが示されている必要がある。

- ①当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代あるいは当該事業の収益に連動する地代によって土地の貸付けが行われていること。
- ②当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄付（いずれも現物を含む。）を受けていること。
- ③当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について貸付けが行われていること。
- ④当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。
- ⑤その他、上記と同等以上の強いコミットメントを、当該中心市街地の関係者や当該市町村が行っていると認められること。

(2) 地権者の同意

事業の確実な実施に万全を期すため、当該事業実施区域内の地権者全員の同意を得られる見通しが必要ではない。（再開発事業など、法律で地権者全員の同意が不要とされている場合はその定足数。）

(3) 中心市街地活性化協議会の同意

申請は、協議会の協議を経て行われることになるが、協議会としても事業計画や目標設定について同意していなければならない。

(4) 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画との適合

認定市町村が立地適正化計画を作成している場合においては、特定民間中心市街地経済活力向上事業が、立地適正化計画で商業機能の集積を

図る都市機能誘導区域とされている区域内で実施されなければならない。

第12章の2. 中「、特に市街地の整備改善のための事業」を削り、「必要があるため、」を「必要がある。」に改め、「基本計画も、都市計画及び市町村マスタープランとの調和」を「このため、基本計画も、都市計画及び市町村マスタープラン（策定すればマスタープランの一部とみなされる立地適正化計画を含む。）に適合するとともに、地域公共交通網形成計画との調和」に改める。

第12章の3. 中「環境等への配慮」を「環境・エネルギー等への配慮」に改め、「配慮することが重要である。」の次に次のように加える。

また、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく低炭素まちづくりは、都市機能の集約化等によってエネルギー総量を抑制することで環境負荷（温室効果ガス排出量など）を抑制、削減するものであり、こうした取組との連携も必要である。

さらに、徹底した省エネルギー社会の実現に向けた取組のほか、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起こし、地域活性化につながるものとして重要である。

第12章の4. 中「望ましい。」の次に次のように加える。

特に、中心市街地の活性化のために郊外の大規模集客施設の立地を抑制している市町村がある一方、その隣接市町村で地域雇用創出等のために大規模集客施設を郊外に誘致するなど、市町村間の政策の違いによって中心市街地の活性化に取り組む市町村の政策効果が限定的になる場合もある。

こうした課題に対応すべく、広域自治体である都道府県は、広域的観点から、市町村相互の整合性確保と連携促進を図るために指導、助言を行うなど、大規模集客施設の立地について適切な誘導を行うことが重要である。

都道府県は大規模集客施設の立地などの個別事項に限らず、当然ながら中心市街地の活性化全般についての市町村の身近な相談窓口としての機能も期待される。

附 則

この基本方針の変更は閣議決定の日から施行する。